

議案参考資料（その2）

○公用車の物損事故について（報告第18号関係）……………（ 1 ）

公用車の物損事故について（報告第18号関係）

1 経緯

令和元年10月18日午後2時45分頃、本市福祉保健部職員が■■■■氏（以下「相手方」という。）宅の敷地内において、駐車しようとして公用車を後進させた際、カーポートの支柱に沿って設置された雨どいに接触し、損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員が後方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額13,057円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

